

市川市低入札価格調査制度 Q & A

令和7年6月

市川市 管財部 契約課

市川市低入札価格調査制度 Q & A

目 次

【1】低入札価格調査制度について P.3～P.6

- Q1 低入札価格調査制度とは何ですか
- Q2 低入札価格調査制度の目的は何ですか
- Q3 市川市の低入札価格調査制度の対象となる案件の基準はありますか
- Q4 調査基準価格の算出方法を教えてください
- Q5 失格判定基準価格とは何ですか
- Q6 失格判定基準価格の算出方法を教えてください
- Q7 低入札価格調査を辞退することはできますか

【2】調査表の作成について P.7～P.10

- Q1 調査表に不備、不足がある場合は、どうなりますか
- Q2 調査表を提出した後に、差替えや追加の提出はできますか
- Q3 調査表を提出前にチェックしてもらうことはできますか
- Q4 調査期間中に、工事担当課に設計図書について質問できますか
- Q5 入札時に提出した内訳書を調査時に変更してもよいですか
- Q6 下請業者や資材購入業者等からの見積書について、注意すべき点はありますか
- Q7 下請業者や資材購入業者等からの見積書はすべて必要ですか
- Q8 下請業者からの見積書を下回る金額で積算していますが、下請業者への支払いは、当社の利益から補填して支払う予定としているので問題ないですか
- Q9 下請業者が社会保険に加入していない場合、ペナルティはありますか
- Q10 入札の際、積算に使用した労務単価が、公共工事設計労務単価を下回る場合は失格になりますか
- Q12 複合単価（労務費と材料費等の合算）を使用して積算した場合、調査表を提出する際に注意すべき点はありますか

【3】事情聴取及び審査結果の通知について P.11

- Q1 事情聴取の実施時期を教えてください
- Q2 事情聴取の内容と出席者を教えてください
- Q3 審査結果の通知時期と通知方法を教えてください

- Q1 低入札価格調査を経て契約した場合は、契約後に制約はありますか
- Q2 下請業者の労働者の賃金単価が、公共工事設計労務単価の85%を下回っていた場合や、社会保険の未加入が発見された場合は、ペナルティはありますか
- Q3 低入札価格調査に時間がかかった場合、工期を延長することはできますか
- Q4 契約後に、下請業者や資材購入業者を変更することはできますか
- Q5 契約後に、配置予定技術者を変更することはできますか
- Q6 調査表や事情聴取の内容に虚偽があった場合、又は実際の契約の履行が調査内容と異なる場合、ペナルティはありますか

【参考資料】

低入札価格調査実施フロー図

1. 建設工事（事前審査型一般競争入札・総合評価競争入札）
2. 建設工事及び工事に関連する業務委託（事後審査型一般競争入札）
3. 製造の請負（事後審査型一般競争入札）

【各種要綱】

各種要綱は、下記の市川市公式Webサイトにてご確認ください。

ホーム>事業者向け>入札・契約>契約関係基準集>建設工事等契約関係基準集

- 13. 市川市低入札価格調査制度に関する要綱
- 16. 市川市建設工事指導要綱
- 29. 市川市公契約要綱

以上

【1】低入札価格調査制度について

Q1 低入札価格調査制度とは何ですか

A1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の価格が、あらかじめ設定した調査基準価格に満たない場合、契約の内容に適合した履行が可能であるかどうかを確認するために、市が調査を行うものです。

従って、契約の内容に適合した履行が可能であると判断した場合は落札者となりますが、履行されないおそれがあると判断した場合は落札者とならないものです。

※市川市の低入札価格調査制度の詳細については、「市川市低入札価格調査制度に関する要綱」（以下「低入要綱」という。）を参照ください。

Q2 低入札価格調査制度の目的は何ですか

A2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日最終変更)により、公共工事の発注者は、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適正な運用により、ダンピング受注※の防止を図ることが求められています。

ダンピング受注は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止することは、公共工事の発注者として重要な責務の1つとされています。

※ダンピング受注とは、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいいます。

Q3 市川市の低入札価格調査制度の対象となる案件の基準はありますか

(令和5年4月1日付改正)

A3 市川市の低入札価格調査制度は、工事、工事に関連する業務委託及び製造の請負において、下記の案件を対象に実施しています。なお、これ以外の案件は、原則として最低制限価格制度を適用しています。

<低入札価格調査制度の対象案件>

次のいずれかに該当する場合は、低入札価格調査制度が適用されます。

(1) 設計金額(税込)5,000万円を超える案件

(但し、災害復旧に関する工事は設計金額(税込)1億円を超えるものに限る。)

(2) 総合評価一般競争入札の案件

(低入要綱 第2条)

Q4 調査基準価格の算出方法を教えてください。（令和5年4月1日付改正）

A4 調査基準価格は、低入要綱第2条及び別表第1の規定により算出します。
下記は、令和5年4月1日付改正の低入要綱に基づき記載しています。

<算出方法>工事の場合

- (1) 低入札調査要綱別表第1に定める予定価格算出の基礎となった額の『①合計額』を計算する。

直接工事費の97%の額（1円未満切捨て）	『①合計額』
共通仮設費の90%の額（1円未満切捨て）	
現場管理費の90%の額（1円未満切捨て）	
一般管理費等の68%の額（1円未満切捨て）	

- (2) 「調査基準価格の範囲」を計算する。

予定価格（税抜）の92%の額	…『②上限額』
予定価格（税抜）の75%の額	…『③下限額』

- (3) 『①合計額』と、『②上限額』・『③下限額』の比較を行う。

『①合計額』が、『②上限額』と『③下限額』の範囲内の場合は、 →『①合計額』を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。
『①合計額』が、『②上限額』を超える場合は、 →『②上限額』を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。
『①合計額』が、『③下限額』を下回る場合は、 →『③下限額』を適用し、千円未満の端数を切り捨てる。

- (4) 「調査基準価格（税込）」の決定

(3)で算出した価格に110%を乗じたものを調査基準価格（税込）とする。

- (5) 「調査基準価格（税抜）」の決定

(4)で算出した価格の110分の100で算出したものを調査基準価格（税抜）とする。



「入札金額（税抜）」が、(5)「調査基準価格（税抜）」を下回る場合は、
低入札価格調査の対象となります。（失格を除く。詳細はQ5参照。）

（低入要綱 第2条、別表第1）

Q5 失格判定基準価格とは何ですか（製造の請負を除く）（令和5年4月1日付改正）

A5 調査基準価格を定める場合、併せて失格判定基準価格を定める場合があります。（失格判定基準価格を定める場合は公告文にその旨を明記します。）

次のいずれかに該当する者は、低入札価格調査を実施せずに、失格となります。

<失格判定基準価格により失格となる者>

- (1) 失格判定基準価格に満たない価格で入札した者
- (2) 低入要綱別表第2に定める予定価格算出の基礎となった額のいずれかについて、入札に際して提出した内訳書の当該費用の額が下回る者

※ (2) の要件は、設計金額が1億円を超える案件に限り適用します。

なお、適用の有無については各公告文に明記します。

(低入要綱 第3条)

Q6 失格判定基準価格の算出方法を教えてください（令和5年4月1日付改正）

A6 失格判定基準価格は、低入要綱第3条及び別表第2の規定により計算します。下記は、令和5年4月1日付改正の低入要綱に基づき記載しています。

<算出方法> 工事の場合

- (1) 低入要綱別表第2に定める予定価格算出の基礎となった額の『合計額』を計算する。

直接工事費の75%の額（1円未満切捨て）	} 『①合計額』
共通仮設費の70%の額（1円未満切捨て）	
現場管理費の70%の額（1円未満切捨て）	
一般管理費等の30%の額（1円未満切捨て）	

- (2) 「失格判定基準価格（税込）」の決定

「①合計額」に110%を乗じたものを失格判定基準価格（税込）とする。

- (3) 「失格判定基準価格（税抜）」の決定

「①合計額」の110分の100で算出したものを失格判定基準価格（税抜）とする。



次のいずれかに該当する場合は、低入札価格調査を経ずに、失格となります。
ただし、イは設計金額が1億円を超える案件に限ります。

- ア 入札金額（税抜）が、(3)「失格判定基準価格（税抜）」を下回る場合
- イ 入札に際して提出した内訳書の費用の額が、(1)「予定価格算出の基礎となった額」につきそれぞれ計算した額のいずれかについて下回る場合

(低入要綱 第3条、別表第2)

Q7 低入札価格調査を辞退することはできますか

A7 調査を辞退することはできます。

調査の辞退を希望する場合は、低入要綱 様式第5号「市川市低入札価格調査表の提出に代わる届出」を調査表の提出期限までに提出してください。

なお、辞退により不利益を受けることはありません。

(低入要綱 第6条第2項)

【2】調査表の作成について

Q1 調査表に不備、不足がある場合は、どうなりますか。(令和5年4月1日付改正)

A1 調査を中止し、当該調査対象者のした入札を無効とします。

低入札価格調査表(必要な添付資料を含む。以下「調査表」という。)は、低入要綱別紙1「市川市低入札価格調査表作成要領」(以下「調査表作成要領」という。)に従い、作成してください。

提出された調査表に不備や不足がある場合は、調査表作成要領に従い作成されていないものと判断し、調査を中止します。なお、誤字、脱字程度については直ちに中止とはせず、事情聴取の際に確認し、判断いたします。

<調査表の不備、不足に該当する例>

- ・調査表又は添付資料が1点以上不足している場合

(例:下請業者や資材購入業者等の見積書が1点以上不足している。)

- ・調査表の記載すべき欄が未記入になっている場合

(例:2-2現場管理費内訳書の「算定根拠及び経費節減が可能となる理由」の欄が空白である場合。0円でも0円の理由の記載が必要です。記載欄のスペースが不足する場合は別紙を添付してください。)

(低入要綱 第6条3項~第5項)

Q2 調査表を提出した後に、差替えや追加の提出はできますか
(令和5年4月1日付改正)

A2 一旦提出された後の調査表の差替えや追加提出はできません。

ただし、調査の途中段階において、市が必要と認めたときは、期限を定めて、1回に限り、調査表の追加提出を認める場合があります。(この場合においても、調査表の差替えは審査のやり直しを要するため認めません。)

これによってもなお調査表の不備又は不足が解消されない場合は、調査を中止し、当該調査対象者のした入札を無効とします。

※ 調査表の不備、不足は、調査期間の長期化を招くとともに、契約後の適正な工期の確保の妨げとなるおそれがあることから、提出の際は、調査表作成要領に従って作成されていることを十分に確認するようお願いします。

(低入要綱 第6条3項~第5項)

Q3 調査表を提出前にチェックしてもらうことはできますか

A3 調査表の事前チェックは、審査と同じ作業となるため受付けていません。

調査表作成要領をお読みいただき、不備、不足のないようにご提出ください。

なお、調査表作成要領をお読み頂いた上で、調査表の記載方法や提出方法等にご不明な点がある場合は、お電話にて、契約課(契約グループ工事担当)までお問い合わせください。

Q4 調査期間中に、工事担当課に設計図書について質問できますか

A4 設計図書に質問がある場合は、入札前の質疑期間におこなってください。
公平公正な調査実施のため、調査期間中の個別の質問にはお答えできません。
※工事担当課への直接のお問合せは、厳に控えてください。

Q5 入札時に提出した内訳書を調査時に変更してもよいですか

A5 入札時に提出した内訳書の金額を変更することはできません。
例えば、入札時に記載した直接工事費内の工種費用間の流用や、直接工事費と一般管理費等の各費用間における費用の流用により、入札時に提出した内訳書を変更し、正当化することは認められません。調査では、入札時に提出した内訳書に記載されている金額に対する積算根拠を説明してください。

なお、提出された調査表について、入札時の内訳書と同額の積算がされていないと判断した場合は、低入要綱 別表第4に定める「履行がされないおそれに関する基準（※1）」に該当するため、失格となります。

※公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、内訳書の提出を求めています。入札の際は適切な積算に基づき、入札してください。

※1 低入要綱 別表第4「履行がされないおそれに関する基準」
(2-1 算出根拠が明確でない場合)

※別表第4「履行がされないおそれに関する基準」は、建設工事を例に引用しています。
建設工事に関連する業務委託や製造の請負は、適宜読み替えてください。(以下同じ。)

Q6 下請業者や資材購入業者等からの見積書について、注意すべき点はありますか

A6 調査では、下請業者や資材購入業者等からの見積書に基づいて、入札金額に必要な額が適切に計上されているか、また市の仕様を満たす内容であるか等を確認します。これが確認できない場合は、低入要綱 別表第4「履行がされないおそれに関する基準（※1）」に該当するものとして、失格となります。

このため、調査表を提出する際は、添付の見積書等について下記事項を必ず確認してください。内容が不足する場合は、別紙（任意様式）を添付してください。

- ・工事内容（規模、工法、数量等）を確認できること
- ・材料費、人件費及び諸経費の内容を確認できること
- ・積算に使用した労務単価を確認できること（工事のみ）
- ・法定福利費が明示されていること（工事のみ）

※1 低入要綱 別表第4「履行がされないおそれに関する基準」
(2-4 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合)
(2-5 下請け見積書等が、材料費、人件費及び諸経費の内容が確認できない場合)
(2-6 下請け見積書等に法定福利費が明示されていない場合) 他

Q7 下請業者や資材購入業者等からの見積書はすべて必要ですか

A7 見積書はすべて必要です。

下請業者や資材購入業者等からの見積書に基づき必要額が適切に計上されているか確認する必要があるため、すべて提出してください。不足する場合は、調査表作成要領に従い作成されていないものとして、調査を中止し、無効となります。

(低入要綱 第6条第5項)

Q8 下請業者からの見積書を下回る金額で積算していますが、下請業者への支払いは、当社の利益から補填して支払う予定としているので問題ないですか

A8 下請業者からの見積書の金額を下回る金額で積算している場合は、下請業者等へのしわ寄せが懸念されるため、低入要綱 別表第4に定める「履行がされないおそれに関する基準(※1)」に該当するものとして、失格となります。

必要な費用はそれぞれ適切な費目に計上するとともに、入札参加者は適正な利潤を確保できる金額で入札をしてください。

※1 低入要綱 別表第4「履行がされないおそれに関する基準」

(2-3 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合)

Q9 下請業者が社会保険に加入していない場合、ペナルティはありますか(工事のみ)

A9 市川市では、市川市建設工事指導要綱(以下「指導要綱」という。)第9条により、落札者は、社会保険等未加入建設業者をすべての回数において下請負人とすることができないとしています。

下請業者が社会保険未加入の場合、適用除外に該当するなどの正当な理由がない場合は、低入要綱別表第4に定める「履行がされないおそれに関する基準(※1)」に該当するものとして、失格となります。

なお、契約締結後に下請業者の社会保険の未加入が判明した場合については、受注者(元請)に対して、改善指導等をおこないます。

改善指導に従わないときは、受注者(元請)に対して、次の措置を行います。

- (1) 競争参加資格停止の措置
- (2) 工事成績評定に係る評定点の減点
- (3) 当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者への通報

(指導要綱 第15条)

※1 低入要綱 別表第4「履行がされないおそれに関する基準」

(2-6 下請け見積書等に法定福利費が明示されていない場合)

Q10	入札の際、積算に使用した労務単価が、公共工事設計労務単価を下回る場合は失格になりますか（工事のみ）
A10	<p>本市では、市川市公契約要綱を制定しています。（欄外参照）</p> <p><u>このため、現場労働者（下請業者の労働者を含む。）の労務単価が公共工事設計労務単価の85%を下回る場合は、低入要綱別表第4に定める「履行がされないおそれに関する基準（※1）」に該当するものとして、失格となります。</u></p> <p>ただし、正当な理由がある場合は、失格とならない場合がありますので、調査表の提出時に別紙（任意様式）を添付し、下回る理由を明らかにしてください。</p> <p>なお、次の労働者は除きますので、別紙を添付し明らかにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者でない者（会社役員、ボランティア等） ・ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者） ・ 一人親方として賃金を経費込みで受け取り、賃金と経費を分離できない者 ・ 見習い、手元等 ・ 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している者 <p>-----</p> <p>※1 低入要綱 別表第4「履行がされないおそれに関する基準」</p> <p>（2-11 現場労働者の労務単価が市川市公契約要綱第9条第2項の規定による賃金水準額を下回る場合）</p>

Q11	複合単価（労務費と材料費等の合算）を使用して積算した場合、調査表を提出する際に注意すべき点はありますか
A11	<p>現場労働者（下請業者の労働者を含む。）の労務単価が、公共工事設計労務単価の85%以上であることを確認する必要がありますので、「3-1 積算明細書」において、積算に使用した労務単価がわかるように作成ください。なお、3-1 積算明細書において明示が困難な場合は、別紙を添付してください。</p> <p>同様に、下請業者からの見積書においても、積算に使用した労務単価の明示がない場合は、別紙を添付してください。</p>

<参考> 市川市公契約要綱（平成30年9月1日施行）について

市川市では、本市発注の建設工事や業務委託などの公契約について、業務の適正な履行や品質の確保、業務に従事する者の労働環境の整備を図ることなどを目的として、市川市公契約要綱を制定しています。

本要綱では、建設工事における労働者の適切な賃金水準として「公共工事の設計労務単価の85%以上」を定めており、契約締結後にこれを下回ることが判明した場合は、是正指導や競争参加資格停止等の措置を行っています。

このため、低入札価格調査の段階において、この賃金水準を満たしていないことが明らかである場合（満たしていることを確認できない場合を含む。）は、契約締結後に是正指導や競争参加資格停止等の措置が想定されるため、調査の結果を「失格」としています。

【3】 事情聴取及び結果通知について

Q1 事情聴取の実施時期を教えてください

- A1 事情聴取は、調査表を受領後1週間以内を目安に1回実施します。
事情聴取の日程は、事前に調査対象者と日程調整の上、決定し、通知します。
ただし、市の都合により、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください

Q2 事情聴取の内容と出席者を教えてください

- A2 事情聴取は、調査表の内容に基づいて、積算根拠や経費削減の理由、施工体制等を中心に詳細に質疑を行います。

出席者は、数的根拠に基づき、具体的かつ明確な説明を行ってください。

説明が不十分であったり、調査表と矛盾する説明がなされた場合は、失格となる場合がありますので、説明可能な人物として、次の方の出席を求めています。都合が悪い場合は、代理の方が出席しても構いませんが、「本件に関して契約締結の権限を持つ方」が欠席される場合は、委任状をご持参ください。

なお、配置予定技術者は全員が出席する必要はありません。

<出席者>

- ・本件に関して契約締結の権限を持つ方
- ・本件の積算担当者
- ・本件の配置予定技術者（監理技術者、管理技術者、主任技術者）
- ・本件の調査表作成者

<参考：市出席者>

- ・工事担当課長、設計者等
- ・契約課長、契約課担当者等
- ・技術管理課長、技術管理課担当者

Q3 審査結果の通知時期と通知方法を教えてください

- A3 審査結果の通知は、市川市低入札価格調査委員会での審査と市長への報告を経て、決定となります。

<通知時期>

審査結果は、開札日から概ね1か月以内です。調査対象者には、事情聴取の際に、審査結果の通知予定日をお伝えしていますが、審査の進捗により、前後する場合があります。

<通知方法>

- ・落札者となる場合

電子入札システムによる「落札者決定通知書」をもって、通知とします。

- ・失格又は無効となる場合（調査を辞退による無効を除く。）

事前にご連絡の上、個別に通知書を送付します。

(低入要綱 第9条)

【4】低入札価格調査を経て契約した場合の制約等について

Q1 低入札価格調査を経て契約した場合は、契約後に制約はありますか

A1 低入札価格調査を経て契約した場合は、以下の制約があります。

(1) 契約保証金

契約保証金は、通常は契約金額（税込）の100分の10以上ですが、低入札価格調査を経て契約した場合は、100分の30以上必要です。

(2) 前払金

工事の前払金は、通常は契約金額の100分の40以内、工事に関連する業務委託は契約金額の100分の30（※）以内ですが、低入札価格調査を経て契約した場合は、いずれも100分の20以内です。

※中間前払金の低入札価格調査を経て契約した場合の制約廃止について

R4 年度までは、低入札価格調査を経て契約した工事は、中間前払金を請求できませんでしたが、R4 年度末をもってこの制約を廃止しました。R5 年度発注工事から、所定の要件を満たせば、通常通り、契約金額の100分の20以内の中間前払金の請求が可能となりました。

(3) 労働環境の確認（労働条件審査）

受注者は、契約期間中に、市が指定する社会保険労務士と契約を締結し、労働条件審査を受審します。なお、受審に要する費用（1 案件原則 20 万円（税抜））は受注者の負担となります。

特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員のほか、各構成員も受審の対象となります。また受審に要する費用の負担は、それぞれに生じます。

(4) 労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認（工事のみ）

当該工事に従事する労働者への不当なしわ寄せ防止の観点から、下請業者を含む全ての労働者に対して適正な賃金水準による賃金が支払われているか確認を行います。なお、適正な賃金水準とは、1 時間あたりの労働者の賃金単価が、公共工事設計労務単価の 85%以上となります。

※ (3) (4) の詳細は、市川市公契約要綱をご参照ください。

(低入要綱 第 4 条)

Q2 下請業者の労働者の賃金単価が、公共工事設計労務単価の 85%を下回っていた場合や、社会保険の未加入が発見された場合、ペナルティはありますか

A2 受注者（元請）に対して、下請業者を是正するための改善指導を行います。改善指導に従わないときは、受注者（元請）に対して、次の措置を行います。

(1) 競争参加資格停止の措置

(2) 工事成績評定に係る評定点の減点

(3) 当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者への通報

(公契約要綱 第 8 条)

Q3	低入札価格調査に時間がかかった場合、工期を延長することはできますか
A3	<p>低入札価格調査を理由として、工期を含め、公告時の条件を変更することはできません。</p> <p>正当な理由がなく、工期が遅延した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準により、競争参加資格停止措置の対象となる場合があります。</p>

Q4	契約後に、下請業者や資材購入業者を変更することはできますか
A4	<p>原則として、下請業者や資材購入業者を変更することはできません。</p> <p>下請業者や資材購入業者の見積書等を含めて調査した結果、履行可能と判断し、契約を締結しているためです。</p> <p>ただし、正当な理由があると市が認めた場合は、変更できる場合がありますので、事前に工事担当課にご相談ください。なお、正当な理由がなく、下請業者や資材購入業者を変更した場合は、虚偽記載に該当するものとして競争参加資格停止の措置を行う場合があります。(Q6 参照)。</p>

Q5	契約後に、配置予定技術者を変更することはできますか
A5	<p>原則として、配置予定技術者を変更はできません。</p> <p>配置予定技術者の資格や人件費等を含めて調査した結果、履行可能と判断し、契約を締結しているためです。</p> <p>ただし、正当な理由があると市が認めた場合は、変更できる場合がありますので、事前に工事担当課にご相談ください。なお、正当な理由がなく、配置予定技術者を変更した場合は、虚偽記載に該当するものとして競争参加資格停止の措置を行う場合があります。(Q6 参照)</p>

Q6	調査表や事情聴取の内容に虚偽があった場合や実際の契約の履行が調査内容とは異なる場合、ペナルティがありますか (令和5年4月1日付改正)
A6	<p>低入札価格調査における虚偽説明等に対しては、次のとおり厳戒に対応します。</p> <p>下記いずれかに該当する場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準別表第1第1号に該当するものとして、競争参加資格停止の措置を行う場合があります。</p> <p>(1) 落札者の決定後に、落札者が虚偽の調査表の提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合</p> <p>(2) 契約締結後に、実際の契約の履行と低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)</p> <p style="text-align: right;">(低入要綱 第11号)</p>

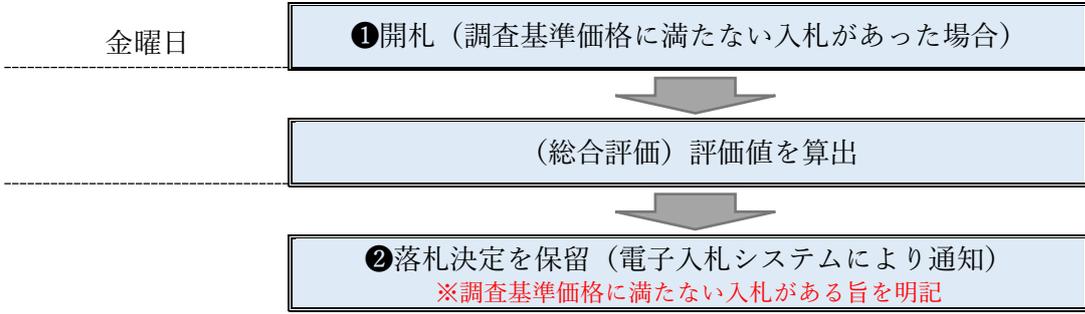
【参考資料】 1. 建設工事の低入札価格調査実施フロー図
 (事前審査型一般競争入札・総合評価競争入札)

※開札日が金曜日の場合

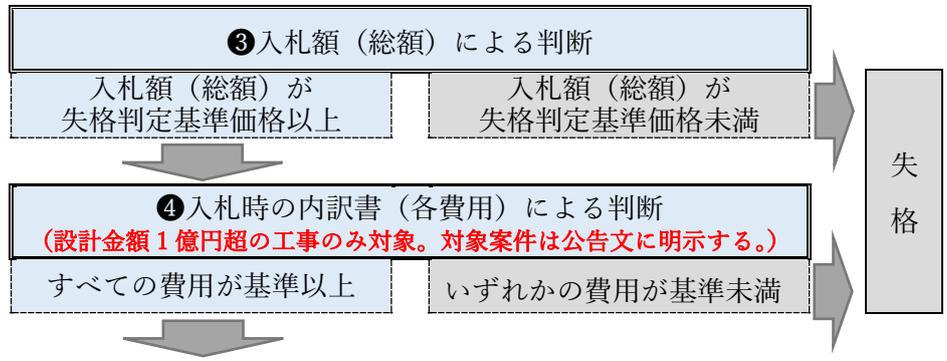
入札参加者
市川市

<原則>

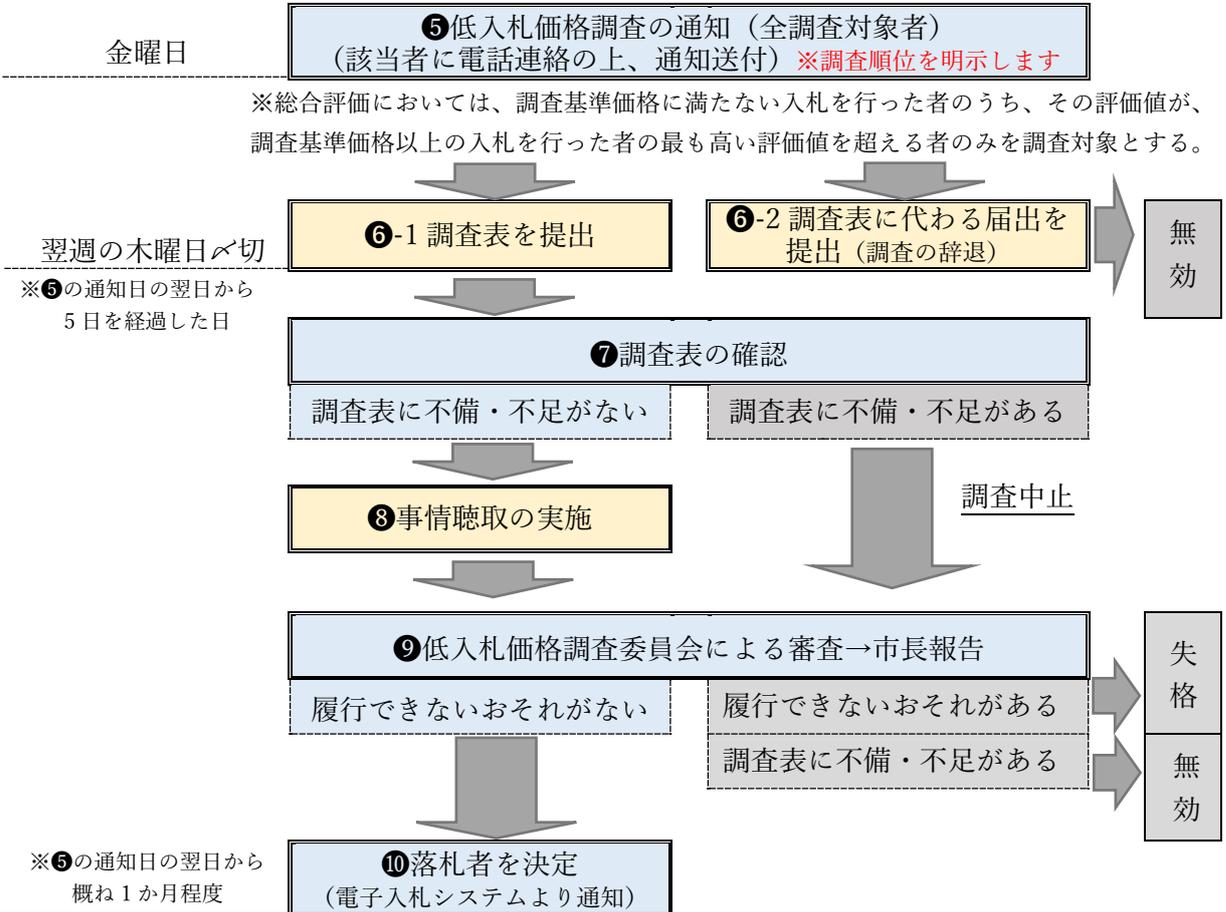
(1)開札



(2)失格判定基準価格による審査 <対象:全入札参加者>

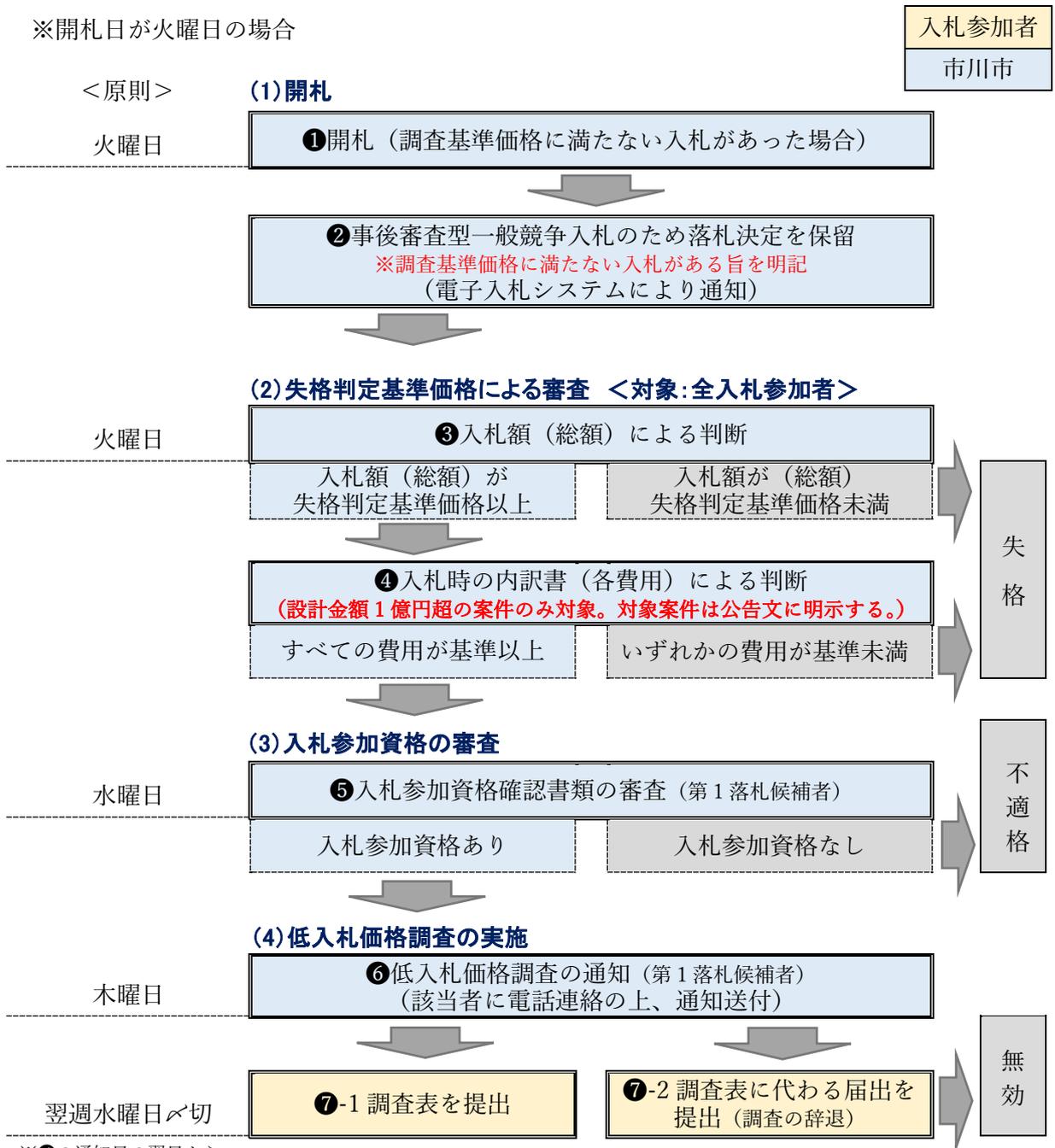


(3)低入札価格調査の実施



- ※「**⑥-1** 調査表」の提出期限は、原則として、通知日の翌日から起算して5日を経過した日（土日祝日を含む。）となります。ただし、年末年始を含む場合等は変更する場合があります。
- ※「**⑥-1** 調査表」に不備・不足（必要な添付書類を含む。）がある場合は、「**⑧**事情聴取」を実施せずに、調査を中止し、低入札価格調査委員会の審査を経て、当該調査対象者のした入札を「無効」とします。ただし、市が必要と認めた場合は、1回に限り、追加の提出を求める場合があります。
- ※「**⑦**調査表の確認」以降は、第1順位者から行います。第1順位者が「失格」又は「無効」となった場合は、次順位者の「**⑦**調査表の確認」から順次行います。

【参考資料】 2. 建設工事及び工事に関連する業務委託の低入札価格調査実施フロー図
(事後審査型一般競争入札)

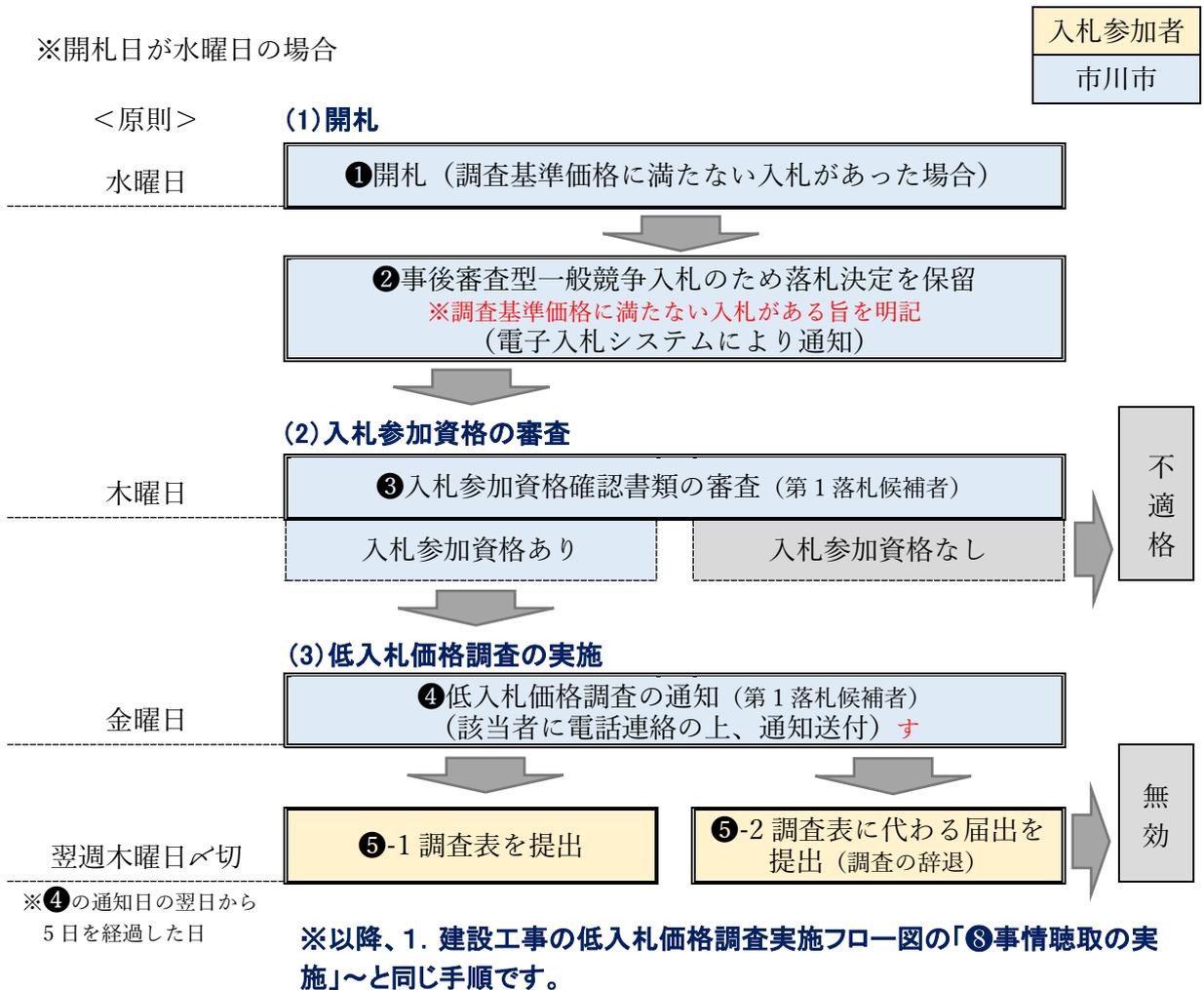


※⑥の通知日の翌日から5日を経過した日

※以降、1. 建設工事の低入札価格調査実施フロー図の「⑧事情聴取の実施」~と同じ手順です。

- ※ 「⑦-1 調査表」の提出期限は、原則として⑥の通知日の翌日から起算して5日を経過した日 (土日祝日を含む。) となります。ただし、年末年始を含む場合等は変更する場合があります。
- ※ 第1落札候補者が「失格」、「不適格」又は「無効」となった場合は、次順位者の「⑤入札参加資格確認書類の審査」から、順次同様に行います。

【参考資料】 3. 製造の請負の低入札価格調査実施フロー図
(事後審査型一般競争入札)



- ※ 「⑤-1 調査表」の提出期限は、原則として、通知日の翌日から起算して5日を経過した日（土日祝日を含む。）となります。ただし、年末年始を含む場合等に変更する場合があります。
- ※ 第1落札候補者が「失格」、「不適格」又は「無効」となった場合は、次順位者の「⑤入札参加資格確認書類の審査」から、順次同様に行います。